



鳥取県公報

平成14年7月22日(月)
号外第111号

毎週火・金曜日発行

目 次

告 示 行政区画の境界に係る道路の管理に関する協定(397)(道路課)..... 1

告 示

鳥取県告示第397号

道路法(昭和27年法律第180号)第19条第1項及び同法第54条第1項の規定により、行政区画の境界に係る道路の管理について鳥根県と次のとおり協定したので、同法第19条第5項の規定により告示する。

平成14年7月22日

鳥取県知事 片 山 善 博

鳥取県(以下「甲」という。)と鳥根県(以下「乙」という。)とは、甲及び乙の区域の境界に係る道路の管理について次のとおり協定する。

第1条 次に掲げる道路(以下「境水道大橋」という。)の区間は、甲及び乙が共同で管理するものとする。

路線名	区 間	備 考
一般国道 431号	鳥取県境港市昭和町から 鳥根県八束郡美保関町大字森山まで	境水道大橋 延長709.3メートル (鳥取県492.3メートル) (鳥根県217.0メートル)

第2条 境水道大橋の管理は、甲及び乙が日本道路公団から管理を引き継いだ日から平成17年3月31日までの間は甲が行うものとし、以後3年ごとに甲乙が交互に行うこととする。

2 前項の規定により甲又は乙がその区域外にわたって道路を管理する場合において、これらの者が本来の道路管理者に代わって行うことのできる権限は、道路管理者の権限のうち、道路法施行令(昭和27年政令第479号)第5条各号に掲げるもの及び道路法(昭和27年法律第180号)第32条から第41条までに規定するもの(以下「特定権限」という。)以外のものとする。

第3条 境水道大橋の管理(特定権限に係るものを除く。以下同じ。)に要する費用の負担は、次に定めるところによる。

- 一 日常的な管理に要する費用及び小規模な維持修繕に要する費用については、甲が6割9分、乙が3割1分の割合で負担する。
- 二 橋りょう再塗装に要する費用については、甲が6割3分、乙が3割7分の割合で負担する。
- 三 前2号に掲げるもの以外の管理に要する費用については、その都度甲乙協議の上定めるものとする。

2 境水道大橋の管理に要した費用については、前項の規定に基づく負担割合により速やかに精算するものとする。

る。

第4条 この協定に定めない事項又は疑義を生じた事項については、甲乙協議して定めるものとする。
この協定を証するため、本協定書2通を作成し、甲乙記名押印の上各自1通を保有するものとする。

平成14年7月16日

甲 鳥取県 鳥取県知事 片山 善博

乙 島根県 島根県知事 澄田 信義